

【契約書別紙】

＜2021年8月1日現在＞

○担当者

氏名 朝倉 由佳子 連絡先 049-251-1259

○サービス内容

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 食事 | (6) 健康管理 |
| (2) 入浴 | (7) 洗濯 |
| (3) 介護 | (8) 理美容サービス |
| (4) 日常生活動作訓練 | (9) レクリエーション、行事参加等 |
| (5) 生活相談 | (10) 送迎 |

○利用料金

※介護保険負担割合証に基づく負担割合になります。

(1) 基本料金（6級地1単位＝10,33円）

① サービス利用に係る1日あたりの自己負担額

要介護度	単位数	料金(1割負担)	料金(2割負担)	料金(3割負担)
要介護1	596単位	616円	1,232円	1,847円
要介護2	665単位	687円	1,374円	2,061円
要介護3	737単位	762円	1,523円	2,284円
要介護4	806単位	833円	1,665円	2,498円
要介護5	874単位	903円	1,806円	2,709円

※令和3年9月30日まで基本報酬に0.1%上乘せになります。

② 加算

加算名	単位数	料金(1割負担)	料金(2割負担)	料金(3割負担)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/1日	19円	37円	56円
夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	13単位/1日	14円	27円	40円
看護体制加算(Ⅰ)	4単位/1日	5円	9円	13円
送迎加算	184単位/片道	190円	380円	570円

・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

当該月の短期入所生活介護サービスに係った総単位数の8.3%を乗じた単位数を加算として算定させていただきます。

・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

当該月の短期入所生活介護サービスに係った総単位数の2.7%を乗じた単位数を加算として算定させていただきます。

③ 食費

1食あたりの食費は下記のとおりです。

朝食	395円
昼食(おやつ代が含まれます)	630円
夕食	420円

負担段階		預貯金等の基準額	1日あたりの金額
第1段階	市町村民税世帯非課税の境界層該当者、生活保護受給者の方	単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下	300円
第2段階	市町村民税世帯非課税世帯で、前年の「その他の合計所得金額」+「課税年金収入額」+「非課税年金収入額」が80万円以下の方	単身650万円以下、夫婦1,650万円以下	600円
第3段階①	市町村民税世帯非課税世帯で、前年の「その他の合計所得金額」+「課税年金収入額」+「非課税年金収入額」が80万円を超え120万円以下の方	単身550万円以下、夫婦1,550万円以下	1,000円
第3段階②	市町村民税世帯非課税世帯で、前年の「その他の合計所得金額」+「課税年金収入額」+「非課税年金収入額」が120万円を超える方	単身500万円以下、夫婦1,500万円以下	1,300円
上記以外の課税対象の方			1,445円

※負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額となります。

④ 滞在費

負担段階		預貯金等の基準額	1日あたりの金額
第1段階	市町村民税世帯非課税の境界層該当者、生活保護受給者の方	単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下	0円
第2段階	市町村民税世帯非課税世帯で、前年の「その他の合計所得金額」+「課税年金収入額」+「非課税年金収入額」が80万円以下の方	単身650万円以下、夫婦1,650万円以下	370円
第3段階①	市町村民税世帯非課税世帯で、前年の「その他の合計所得金額」+「課税年金収入額」+「非課税年金収入額」が80万円を超え120万円以下の方	単身550万円以下、夫婦1,550万円以下	370円
第3段階②	市町村民税世帯非課税世帯で、前年の「その他の合計所得金額」+「課税年金収入額」+「非課税年金収入額」が120万円を超える方	単身500万円以下、夫婦1,500万円以下	370円
上記以外の課税対象の方			855円

※負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額となります。

(2) その他費用

- ①日用品費 1日あたり 100円（選択／□必要・□不要）
- ②特別な行事食 1食あたり 500円（税別）
- ③理美容 1回あたり 1,500円
- ④その他 行事参加費

※①品目

- ・ 歯ブラシ
- ・ 歯磨き粉
- ・ 入歯洗浄剤
- ・ 入歯入れ
- ・ ティッシュ
- ・ おしぼり
- ・ タオル
- ・ バスタオル
- ・ 化粧品（スキントラブル用）
- ・ シャンプー
- ・ ボディーソープ
- ・ 入浴剤
- ・ ヘアブラシ
- ・ 剃刀
- ・ シェービングフォーム
- ・ ストロー付きカップ

(3) 解約料

解約料は一切いただきません。

(4) 利用中に中止することがあります

利用中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの利用日数の利用料をいただきます。

- ① 利用者が中途退所を希望した場合
- ② 利用中に体調が悪くなった場合
- ③ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(5) 支払方法

毎月、15日頃までに前月分の請求をします。お支払いは原則として銀行などの自動引き落としでお願い致します。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

短期入所生活介護重要事項説明書

1. 短期入所生活介護施設ふじみ苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホームふじみ苑
所在地	埼玉県富士見市大字鶴馬3360番地1
介護保険指定番号	短期入所生活介護(1176504981)

(2) 施設職員の体制

職務	常勤	非常勤	業務内容	計
施設長	1※		管理責任	1
医師		6※	健康管理	7
生活相談員	5		生活相談	5
管理栄養士	1		栄養管理	1
調理員	3※	5※	調理業務	9
機能訓練指導員		1※	機能訓練	1
歯科衛生士		1※	歯科衛生指導	1
介護支援専門員			施設介護支援	5
事務職員	1		事務全般	2
看護職員(正)	1		健康管理	1
看護職員(准)			健康管理	
介護職員	2	1	介護全般	3

※特別養護老人ホーム兼務

(3) 施設設備の概要

【本館】

定員	特別養護老人ホーム79名 ショートステイ6名 計85名
居室 (2階)	4人部屋 7室(1室35.34㎡) 洗面所つき
	2人部屋13室(1室27.27㎡) トイレ、洗面所つき
	個室16室(1室14.58㎡) トイレ、洗面所つき
居室 (1階)	2人部屋 2室(1室34.74㎡) トイレ、洗面所つき
	個室11室(1室23.76㎡) トイレ、洗面所つき
2階	静養室 1室(3床)、 医務室 1室、くつろぎコーナー、 機能訓練スペース、トイレ
1階	食堂 1室、 理容室 1室、 浴室(一般浴室、特殊浴室及び脱衣場)、 喫茶コーナー、 会議室、 面接室、 洗濯室、 厨房、トイレ

2. 短期入所生活介護の内容

食事	朝食 午前 8:00～ お茶 午前 10:00～ 乳製品を中心とした水分補給 昼食 午後 12:00～ おやつ 午後 3:00～ 夕食 午後 6:00～
入浴	週に最低2回は入浴していただきます。ただし、体調不良で入浴不可能な場合には状態を見て清拭等を実施します。 浴槽は、大浴槽、個人浴槽、数人浴槽、車椅子浴槽、寝台浴槽とありますが、使用する浴槽は身体状況を踏まえて決めます。
介護機能訓練	必要な介護を行います。 基本的には、残存能力を活用した行為を重ねることで機能の回復・維持を目指します。
健康管理	看護師による健康診断は毎日実施します。また毎週1回医師会医師による診察があります。
送迎	必要に応じて自宅・ベッドまでの送迎を行います。 通常の送迎実施地域は、富士見市、ふじみ野市、三芳町、志木市の区域です。
理美容サービス	当施設では理容組合やボランティアさんの協力で、理美容サービスを実施しています。料金は別途かかります。
レクリエーション	当施設では、年間計画に基づいて行事を行います。行事によっては、別途参加費用がかかるものもございます。

3. サービスの利用手続

- (1) まずはお電話でご相談ください。状況を伺ったうえで、利用相談をすすめます。
居宅サービス計画を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
健康状態によっては、利用にあたり医療情報の提供をお願いする場合があります。

(2)

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的に終了し、予約は無効になります。

- ・利用者が介護保健施設に入所した場合
- ・介護給付でサービスを受けていた利用者の介護認定が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が亡くなった場合

③利用者がサービス料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、又は利用者や家族などが当施設や職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、サービスを終了させていただくことがございます。なお、この場合契約終了後の予約は無効となります。

4. 短期入所生活介護の中止

(1) 短期入所生活介護の中止

利用開始前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、一切料金はいただきません。できるだけ、早めにご連絡してください。

(2) 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

必要な場合は、ご家族または緊急連絡先に連絡するとともに、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡をとる等、必要な措置を講じます。また料金は、退所日までの日数を基準に計算します。

緊急連絡先	①	②
氏名		
住所		
電話番号		
続柄		
主治医		
病院又は診療所名		
医師名		
住所		
電話番号		

5. 当施設サービスの特徴等

(1) 運営方針

①人権尊重を大切にしたい、豊かな人生の意義を感じ取れる運営を基本とします。

利用者が自立して生活できるよう、利用者の生活に総合的に関わり、利用者の個別ニーズに応じて援助し、利用者個々の意思を尊重した暖かで、ゆったりとした生活施設をめざします。

②社会の先輩である利用者・家族から率直に学び、お年寄りと同じ目線で接することのできる職員集団になることをめざします。

③地域の高齢者団体、学校、幼稚園、保育園等や各種団体、グループをはじめ多くの市民との交流を積極的にすすめ、地域に開かれた施設をめざします。

(2) ケアの基本方針

①排泄

尿意・便意の維持・回復をめざす働きかけを基本に、自然で当たり前の排泄を大切にします。

②食事

おいしく、しっかり、ゆっくり食べていただける食事を援助します

③入浴

清潔維持を基本にしつつ、楽しく、心身ともにゆったりできるお風呂の時間をめざします。

④認知症等の問題行動

身体拘束は行いません。混乱されている心を受け止め、やすらぎに満ちた人間関係の形成に配慮します。

(3) サービスの質の向上のために

職員の意識向上とケアの統一を図るために定期的な会議を開催するとともに、内部研修の実施と外部研修への参加を積極的にすすめます。

(4) 施設利用にあたっての留意事項

①面会

面会時間は特別にありません。活動している時間内であればいつでも来苑いただけます。面会時は面会簿への記入をお願いします

②飲酒、喫煙

生活習慣にあわせて体調への不安がない範囲でお飲みいただけます。ただし、喫煙は所定の場所をお願いします。

③設備、器具の利用

施設内で利用できる範囲で使用できます

④金銭、貴重品の持ち込み

管理責任はとりかねます。ご本人の管理できる範囲をお願いします。

⑤所持品の持ち込み

生活動作の妨げにならない範囲で持ち込みください。

⑥宗教活動

他の利用者さんの迷惑にならない範囲で自由です。

⑦ペット

基本的には管理しかねますので、飼育はご遠慮ください。

6. 非常災害対策

災害時の対応	内部規定に基づいて対応します。
防災設備	関係官庁の指導に基づく対応をしています。
防火責任者	佐藤 俊和
火災避難訓練	夜間想定を含めて、年2回以上実施します。
水災害避難訓練	年1回以上実施します。

7. 賠償責任

サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、事業者が加入している保険で賠償します。

8. サービス内容に関する相談・苦情

①当施設ご利用者相談・苦情

相談担当者	朝倉 由佳子	電話 049-251-1259
解決担当者	山田 雅一	
第三者委員	山口 由美	電話 048-260-7696 (十文字学園女子大学)
	熊木 佐知男	電話 049-254-9706
	勝山 祥	電話 090-7190-2274

②その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

市町村名	担当課	連絡先
富士見市	高齢者福祉課介護保険係	049-251-2711 (代)
三芳町	健康増進課介護保険担当	049-258-0019 (代)
ふじみ野市	高齢者福祉課介護保険給付係	049-261-2611 (代)
志木市	長寿応援課介護保険グループ	048-473-1111 (代)
国民健康保険団体連合会	埼玉県国民保険団体連合会	048-824-2761 (代)

9. 当法人の概要

- | | | |
|----------------|---|-------------|
| (1) 名称・法人種別 | 社会福祉法人 | 富士見市社会福祉事業団 |
| (2) 代表者役職・氏名 | 理事長 | 板倉 勝男 |
| (3) 本部所在地・電話番号 | 富士見市鶴馬3360番地1
(049-251-1030) | |
| (4) 定款に定めた事業 | 特別養護老人ホームふじみ苑の経営
短期入所生活介護事業の経営
デイサービス事業の経営
富士見市内放課後児童クラブの受託経営
生計困難者に対する相談支援事業 | |
| (5) 公益を目的とする事業 | 訪問看護ステーションの設置経営
居宅介護支援事業の経営
地域包括支援センターの受託 | |

(6) 施設・拠点等

特別養護老人ホーム従来型	1ヶ所
特別養護老人ホームユニット型	1ヶ所
短期入所生活介護・	
介護予防短期入所生活介護	各1ヶ所
通所介護・介護予防通所介護	各1ヶ所
訪問看護ステーション	1ヶ所
居宅介護支援事業所	1ヶ所
放課後児童クラブ	21ヶ所

20 年 月 日

短期入所生活介護利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 富士見市鶴馬3360番地1

名称 社会福祉法人 富士見市社会福祉事業団

説明者 所属 富士見市社会福祉事業団

特別養護老人ホームふじみ苑

氏名

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 氏名

印

(代理人) 氏名

印